

C. 環境・美化

1.ごみ集積所整備事業補助

■ 事業の趣旨

ごみ集積所の適正な管理、ごみ出しマナー、ならびにまちの美観の向上のため町内会が実施するごみ集積所の設置に要する経費の一部を補助するものです。

■ 事業主体 町内会です。（申請者は町内会長です。）

■ 補助対象となるごみ集積所

ごみ集積所の新設、建替、移設、改修で、次に掲げる要件のすべてを満たしたとき。

面 積	1. 5㎡以上
構 造	屋根付き、三方壁または網かご式、一辺が開閉式扉になっているもの
高 さ	60cm以上
維持管理	町内会

※過去に補助を受けたことのある集積所については、補助から10年以上を経過したものに限りません。

■ 補助対象となる経費

事業に要する経費の2分の1に相当する額で、補助限度額は下記のとおり

（新設・建替） 100,000円、（移設・改修） 50,000円

■ 注意事項

- ・事業を計画される町内会は、必ず事前に御相談ください。
- ・申請書は郵送あるいは草津市役所1階の環境政策課を通じて、資源循環推進課へ提出いただくことが可能です。ただし、この場合は、資源循環推進課へ到着してから補助要件を満たしているかの確認をすることとなります。補助要件を満たしたことを確認した順に補助金の交付を決定します。
- ・ごみ集積所の設置や改修は、必ず整備前に申請し交付決定通知を受け取ってから実施してください。なお、整備事業費が変更になる場合、補助金額が変更となる可能性がありますので、早急にご連絡ください。
- ・交付決定を受けた年度内に必ず整備事業を完了してください。
- ・申請件数によっては、計画時期を調整させていただく可能性もあります。
- ・申請多数となりました場合は、翌年度以降の対応となりますことを、御了承願います。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

環境経済部 資源循環推進課 資源循環推進係（草津市立クリーンセンター内）

TEL 077-562-6361まで

2. 不法投棄対策備品の交付および貸与

■ 事業の趣旨

市内の不法投棄の根絶ならびに美観向上を目的とし、不法投棄対策備品を町内会に対して交付および貸与するものです。

■ 交付対象 町内会です。（申請者は町内会長です。）

1. 不法投棄禁止看板の交付

① 看板の種類

大きさ	規格
特大	H180 cm×W90 cm
大	H200 cm×W45 cm
中	H60 cm×W40 cm
小	H42 cm×W30 cm

※交付希望枚数によっては、調整させていただく可能性もあります。

② 注意事項

- ・設置場所の管理者の承諾を得てください。
- ・設置に当たっては、風などで飛ばないようにしっかり固定してください。

2. ごみ集積所不法投棄監視用ダミーカメラの貸与

① ダミーカメラの規格

大きさ	178 mm×79 mm×190 mm
材質	A B S 樹脂（硬質プラスチック）
重量	256 グラム（電池別）

② 注意事項

- ・設置場所の管理者の承諾を得てください。
- ・設置に当たっては、風などで飛ばないようにしっかり固定してください。
- ・貸与期間は1年以内とし、同一のごみ集積所への設置は1回のみとなります。
- ・各町内会最大2個までの貸与となります。ただし貸与数によっては、調整させていただく可能性もあります。
- ・5千円程度の簡易なものとしますので、あくまで試験的に設置することを目的としています。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

環境経済部 資源循環推進課 資源循環推進係（草津市立クリーンセンター内）

TEL 077-562-6361まで

3. 資源回収活動事業推進奨励金

■ 事業の趣旨

ごみ減量と資源の再生利用の推進を図るため、各種団体が実施する資源回収事業に対して奨励金を交付するものです。

■ 事業主体

町内会、こども会、老人クラブ、その他地域住民で構成する団体です。

個人的な回収は、対象になりません。

次に掲げる資源物を集団回収する事業とします。

奨励金の対象となる事業	段ボール、新聞紙、雑誌等の紙類、古着、布切れ等の繊維類
奨励金の額	資源物の回収重量 1 k g につき 5 円 活動回数 1 回につき 3 0 0 円（限度額：3, 6 0 0 円）

■ くわしくは（お問い合わせ先）

環境経済部 資源循環推進課 資源循環推進係（草津市立クリーンセンター内）

TEL 0 7 7 - 5 6 2 - 6 3 6 1 まで

4. ボランティア清掃における補助

■ 事業の趣旨

町内会やボランティア団体等による、地域環境の美化および良好な生活環境の保全を図る活動の支援のため、ごみ袋の支給や、散在性ごみをクリーンセンターへ自らが直接搬入する際の処理費用の減免措置を行うものです。

■ 事業主体

- (1) 町内会等の地域の公共的団体。
- (2) 労働団体、福祉団体等の営利を目的としない団体。
- (3) 事業者または複数の事業者で構成される団体が営利を目的とせず、地域と連携して行うもの。
- (4) 個人の利益を目的とせず行うもの。

■ 対象となる事業

上記事業主体による、ボランティア清掃事業が対象となります。

■ 注意事項

- ・ごみ集積所へ出される場合は、ごみの分別に御注意ください。
- ・家庭や事業所のごみを入れることはできません。
- ・土や汚泥は入れないでください。
- ・イベントやお祭りなどで出たごみには使用できません。
- ・クリーンセンターへの散在性ごみ搬入は、月曜から土曜（祝日も可）、及び第4日曜です。
（年末年始は搬入不可、事前申請が必要です）

■ くわしくは（お問い合わせ先）

環境経済部 資源循環推進課 資源循環推進係（草津市立クリーンセンター内）

TEL 077-562-6361まで

5. 犬のふん等放置禁止啓発看板交付

■ 事業の趣旨

環境美化の促進を図り、もって市民の美しいまちづくりに対する意識の高揚と快適な生活環境を確保するため、啓発看板を交付しています。

■ 事業主体 町内会

■ 交 付

申請に基づき、窓口で交付しています。

※なお、枚数によっては、調整させていただく場合があります。

※他人の土地や工作物に設置する場合は、必ず相手方の承諾を得たうえで設置してください。



■ くわしくは（お問い合わせ先）

まちづくり協働部 生活安心課 市民生活係（1階）

TEL 077-561-2340まで

6. 環境・緑化関連機器の貸し出し

■ 事業の趣旨

地域の公園や道路などの緑地帯清掃や緑化環境の整備などを地元地域の皆さんや環境団体が行うために必要な肩掛式草刈機、充電式草刈機、ヘッジトリマー、自走式芝刈機、耕耘機、軽トラックを貸出します。

■ **事業主体** 地域まちづくり協議会、町内会、ボランティア団体です。

■ 事業内容

貸出・返却日時	午前9時30分～午後4時30分 (毎週月曜日(月曜が祝日の場合は、その翌日)、年末年始を除く)	
貸出・返却場所	ロクハ公園(草津市追分七丁目11番2号)	
貸出日数	貸し出しの翌日から起算して7日以内(※軽トラックは除く)	
貸出機器	種類	台数
	肩掛式草刈機	2
	充電式草刈機	1
	ヘッジトリマー	1
	自走式芝刈機 小(ロータリーモア)	2
	耕耘機	1
	軽トラック	1
申し込み	貸出日の3ヶ月前から1週間前までに申請書にご記入の上、公園事務所までお申し込みください。 ※貸出申請についてはロクハ公園HPおよびスマートフォン等で申請できます 	

■ くわしくは(お問い合わせ先)

(公財) 草津市コミュニティ事業団 ロクハ公園事務所
TEL 077-564-3838まで

7.生活環境緑化樹の配布

■ 事業の趣旨

毎年協力いただいている緑の募金の還元事業として風土にあった樹種の苗木を配布しております。公共施設における緑化を推進し、明日の故郷を育み、緑豊かな生活づくりを目指し、花とみどりのまちづくりを進めています。

■ 事業主体 地域まちづくり協議会、町内会、ボランティア団体です。

■ 対象事業

地域の公園や広場などの公共的な場所で木の維持管理が確実な場所において、樹木の植栽を希望される場合、苗木を市から配布いたします。

（土地の所有者や隣接の住民のみなさん等にも事前に協議のうえ、了解を得ていただきますようお願いいたします。）

■ 対象事業の内容

内容	樹木の苗木を配布いたします。（植樹は町内会でお願いします。）
配布内容 （予定）	ウメ、サクラ、ハナミズキ、バラ、カエデ等（その年度によって変わります。） 高さ：0.5m～2m程度 ※希望される場合は、支柱も配布します。（1.5m以上の苗木1本につき支柱1本。） ※苗木の大きさや、本数等については、申し込み状況により調整させていただく場合があります。
配布時期	植栽の適期である冬に配布予定。
申し込み	申し込み時期（9月頃）になりましたら、各町内会にお知らせいたします。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

建設部 公園緑地課 管理・ロータス研究係 （5階）

TEL 077-561-2393まで

8. 児童公園等の日常維持管理補助

■ 事業の趣旨

市内児童公園・児童遊園等を常に良好な環境に保持するために、市が町内会等をお願いしている維持管理作業に対して、謝礼金をお支払いするものです。

■ 事業主体 町内会等です。

■ 活動内容

- ① 日常清掃等（犬、ネコ等のフンの清掃・遊具等の補修が必要な場合の連絡等）
- ② 定期清掃等（園内の除草、落ち葉の清掃、中低木の剪定等）

■ 注意事項

- ・謝礼金の支払いには日常の維持管理作業の完了報告が必要です。
- ・謝礼金の支払いは、1回／年です。
- ・自治会（町内会）以外の名義への振込みは原則できません。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

建設部 公園緑地課 管理・ロータス研究係 （5階）

TEL 077-561-2393まで

9.「みち」サポーター事業

■ 事業の趣旨

市では、市民の皆様ボランティアによる市道の美化活動を行っていただき、市民と市との協働によるきれいなまちづくりを推進するため、参加グループに対し、市が活動を支援するものです。

■ 事業主体

市道の美化活動を定期的(原則として月1回程度)、継続的に行っていただける、2人以上で構成されたグループです。

■ 活動内容

市道の一定区間において、空き缶や吸殻等の散乱ごみの収集や除草などの美化活動や危険箇所の通報などをボランティアで行っていただきます。

※対象となる道路は、すべての草津市道です。

■ 市の支援

- ① ほうき、ごみバサミ、軍手、ごみ袋など美化活動に必要なものを用意します。
- ② 活動中の事故に備えて、ボランティア活動保険に加入します。
- ③ 活動区域にグループ名等を記入した標示板(サインボード)を設置します。(希望グループのみ)

■ 参加方法

参加を希望されるグループは、市道の活動区間を決めていただき、活動届出書を道路課に提出してください。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

建設部 道路課 管理用地係（5階）

TEL 077-561-2390まで

10. 溝蓋上げ機貸し出し

■ 事業の趣旨

町内会等で実施される道路美化活動（溝掃除）を支援するため、溝蓋を簡単に上げられる溝蓋上げ機及びグレーチング上げ工具の貸し出しを行うものです。

■ 事業主体 町内会等です。

■ 貸し出し

各地域まちづくりセンターと市役所道路課で貸し出しを行っています。事前にお申し込みのうえ、受渡しの際は、申込先までお越しいただきますようお願いします。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

建設部 道路課 管理用地係（5階）

TEL 077-561-2390まで

1 1. 道路補修資材支給

■ 事業の趣旨

地域の道路（市道・農道・里道）を守り、安全の向上を図るため、町内会等で損傷箇所等を補修される際の、簡易な舗装のアスファルト材料や砕石、あるいは転落防止柵の塗装のためのペンキ等を支給します。

■ 事業主体 町内会、生産組合等です。

■ 支 給 各窓口申請書を提出し、支給を受けてください。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

＜市道・里道＞ 建設部 道路課 管理用地係（5階） TEL 077-561-2390まで

＜農道＞ 環境経済部 農林水産課 保全整備係（4階） TEL 077-561-2349まで

12. 近隣景観形成協定地区補助

■ 事業の趣旨

私たちが住む地域の風景をより良くするためには、住民の自主的なまちづくり活動が重要です。そこで、町内会単位や学区単位で、お互いが建物の形や色の調和、敷地の緑化など景観形成に関する協定を結んだ地区（近隣景観形成協定地区）の活動に要する経費の一部を補助するものです。

■ 事業主体

滋賀県ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づき、景観形成に関する協定を結んだ町内会や学区です。

■ 補助対象事業および経費

近隣景観形成協定等修景対策費補助金

補助対象経費は

- ・道路沿いブロック塀を取り壊し、生け垣を設置すること
- ・道路沿いに新たに生け垣を設置すること
- ・道路から望見できる敷地の緑化
- ・窓、入口、ベランダ等にフラワーポットを設置すること
- ・地区のシンボルとなるポケットパーク、コーナースポット等の整備
- ・その他市長が景観形成を図るための事業と認めたもの

※ 補助は1地区に対し協定締結後3回限りとし、金額については箇所および事業内容による。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

都市計画部 都市計画課 景観係（4階）

TEL 077-561-6507まで

13. 違反広告物除却推進員制度

■ 事業の趣旨

住民のみなさんを違反広告物除却推進員として認定し、身近な場所で違反広告物の除却活動を行っていただく制度です。

■ 事業主体

市内に在住、または通勤、もしくは通学する満18歳以上の構成員3人以上のボランティアの団体です。

■ 対象事業

除却対象となる広告物は、国、地方公共団体が管理する道路、公園等に設置された違反広告物で、屋外広告物法の規定により、一定の条件を満たしたものに限りします。

■ 対象事業の内容

除却推進団体の認定を受けていただき、構成員には講習会を受講していただきます。

活動の際には、事前に除却活動計画書を、また、活動後に除却活動報告書、除却広告物明細書を提出していただきます。除却のための器具の貸し出しや除却した広告物の引き取り・保管は都市計画課で行います。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

都市計画部 都市計画課 景観係（4階）

TEL 077-561-6507まで

14. 景観形成重点地区活動補助

■ 事業の趣旨

各地域の多様な景観資源を活かしたまちづくりの推進に向けて、草津市景観条例に基づき住民の皆さんが主体的に取り組む景観づくり活動を支援する制度です。

■ 事業主体

草津市景観条例に基づき、①景観形成重点地区準備会または②景観重点地区協議会の指定を受けた団体です。

■ 補助対象事業および経費

① 景観形成重点地区準備会に対する補助

補助限度額	10 万円
補助金利用可能回数	1 年度に 1 回、通算 3 回まで
補助対象経費	地域で行う景観づくり活動の内容検討や、景観形成重点地区の指定を提案するために必要な調査等に要する経費で、次のようなものです。 1. 学習会等の開催経費（食糧費は除く。） 2. 啓発資料等の作成経費 3. 地域住民の意識調査経費 4. 先進地調査経費 5. 将来構想図の作成経費 6. その他市長が必要と認めるもの

② 景観形成重点地区協議会に対する補助

補助限度額	10 万円
補助金利用可能回数	制限なし
補助対象経費	景観形成重点地区内における景観の保全・活用や創出を図るために必要な経費で、次のようなものです。 1. 学習会等の開催経費（食糧費は除く。） 2. 啓発資料等の作成経費 3. 地域住民の意識調査経費 4. 景観調整会議の開催経費（食糧費は除く。） 5. 景観重要樹木および景観重要建造物の指定提案に係る調査費 6. 先進地調査経費 7. その他市長が必要と認めるもの

■ くわしくは（お問い合わせ先）

都市計画部 都市計画課 景観係（4 階）

TEL 077-561-6507 まで

15. 河川愛護活動事業報奨金

■ 事業の趣旨

河川愛護の意識に基づいて、行政と地域住民等の役割分担（協働管理）のもとに、町内会等が実施される一級河川等の草刈等の自主的な活動に対し、予算の範囲内で助成をするものです。

■ 事業主体

町内会等です。

事業内容	一級河川敷等の草刈等
河川愛護期間	6月1日から12月31日
報奨金	各町内会からの実施計画書の提出を受け、計画書を元に全体作業面積等を勘案（県積算）し予算の範囲内で助成します。 作業実施後には写真等添付の上、実施報告書の提出が必要となります。

■ 注意事項

滋賀県河川愛護活動事業委託実施要綱に基づき、同一場所について1回のみ、報奨金の対象になります。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

建設部 河川課 河川係（5階）

TEL 077-561-2397まで

16. 河川清掃作業に伴う浚渫土運搬支援

■ 事業の趣旨

町内会が実施される河川、水路等の清掃に伴う浚渫土運搬について、運搬車両の手配または、町内会等で自己搬入の手配をされた運搬車両に予算の範囲内で助成をするものです。

■ 事業主体 町内会等です。

■ 対象日時

- ・ 対象曜日は、日曜日に限ります。
- ・ 搬入時間は、午前 8 時から午前 11 時 30 分までです。

■ 河川清掃に伴う浚渫土等運搬の申込み

◎ 河川浚渫土運搬配車申込

内容	各町内会等へ車両（2 t ダンプ）を配車し、草津市防災広場（下笠町）まで浚渫土を運搬いたします。
使用料	不要
申し込み	日程が決まりましたら、事前に電話にて予約申込をしていただき、河川清掃実施日の 2 週間前までには、町内会長名で申込書を提出してください。
その他	配車台数の上限は全町内会合計で 1 日につき 15 台までとなっており、先着順にて受付します。また、複数箇所に配車が必要な場合、1 台で複数回往復するなど、必要最小台数を申込してください。

◎ 河川浚渫土自己搬入申込

内容	各町内会等で車両の手配をしていただき、直接草津市防災広場（下笠町）へ搬入してください。
助成金	手配いただいた車両について、予算の範囲内で助成します。
申し込み	日程が決まりましたら、事前に電話にて申込をしていただき、河川清掃実施日の 2 週間前までには、町内会長名で使用車両報告書を添え申込書を提出してください。
その他	作業後には使用された車両の写真等添付の上実績報告書の提出が必要となります。

■ くわしくは（お問い合わせ先）

建設部 河川課 河川係（5 階）

TEL 077-561-2397 まで